犬の譲り受け手続きの流れ

※センターから犬をお譲りする際には条件があります※

1. 譲り受けた犬を最期まで飼っていただくこと。
2. ペット飼育可能な住宅に住んでいること。
3. 万が一飼い続けることができなくなった場合に，飼い主のかわりに終生飼い続けてもらえる「受け皿」となる方をご準備いただくこと。

センターへ連絡

譲り受けを希望される方は来所予定の前日までに東部動物愛護管理センターへご連絡をお願いいたします。

センターで手続き

譲渡前講習

マッチング

譲り受けを希望する犬との相性確認を行います。
マッチングの結果、譲渡をお断りする場合もあります。

譲り受け申請書の記入

一度お帰りいただき、犬を飼うことについてご家庭で十分に相談をしてください。翌日以降に改めて犬を飼うかどうかご連絡ください。

①飼育場所が**集合住宅**または**借家**の場合、「飼養許可証」等を提出してください。
②受け皿を確認する書類（受け皿誓約書等）を提出してください。

飼育環境調査

センター職員が犬を飼う環境を確認させていただきます。
電話による聞き取り調査　または　訪問調査
調査の結果、譲渡をお断りする場合もあります。

譲渡の日程について、希望する日時をご連絡ください。

センターで手続き

譲渡時講習

適正飼養誓約書の記入

譲渡成立

【お問い合わせ先】
福岡市東部動物愛護管理センター
福岡市東区蒲田五丁目１０－１
TEL：691-0131（ガイダンス４）
FAX：691-0132